



鳥取県公報

平成12年7月26日(水)

号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	1
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（〃）	2

——公布された規則のあらまし——

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に大山地域振興企画員を加えることとした。
- 2 この規則は、平成12年8月1日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 本庁に関する事項（第6条、第7条、第13条関係）

(1) 課の新設

土木部に旧中部ダム予定地域振興課を新設することとした。

(2) 所掌事務

ア 総務課の所掌事務に不服申立て及び争訟事務の総括を追加することとした。

イ 県民室の所掌事務から不服申立ての処理の総括を削ることとした。

ウ 旧中部ダム予定地域振興課の所掌事務を定めることとした。

- 2 地方機関に関する事項（新第156条の12～第156条の14関係）

(1) 地方機関の新設

土木部の所管に属する機関に旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所を新設することとした。

(2) 所掌事務等

旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所の所掌事務及び内部組織を定めることとした。

- 3 施行期日

この規則は、平成12年8月1日から施行することとした。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第82号**職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局長・室長・院長(第3号に掲げるものを除く。) ・園長・場長・館長・校長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主計員・係長・企画員・<u>大山地域振興企画員</u>・副主幹・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹 (2)及び(3) 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局長・室長・院長(第3号に掲げるものを除く。) ・園長・場長・館長・校長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹 (2)及び(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号**鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則**

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中款名に下線が引かれた款（以下「追加款」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在

しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加款、号の表示及び追加号を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																							
目次	目次																																							
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略																																							
第4章 地方機関	第4章 地方機関																																							
第1節～第7節 略	第1節～第7節 略																																							
第8節 土木部の所管に属する機関	第8節 土木部の所管に属する機関																																							
第4款 略	第4款 略																																							
<u>第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 (第156条の12—第156条の14)</u>																																								
第9節 略	第9節 略																																							
第5章及び第6章 略	第5章及び第6章 略																																							
附則	附則																																							
(課及び内部組織の設置)	(課及び内部組織の設置)																																							
第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。	第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>内 部 組 織</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土木部</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>砂防利 水課</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>旧中部 ダム予 定地域 振興課</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	部	課	内 部 組 織	略			土木部	略			砂防利 水課	略		旧中部 ダム予 定地域 振興課			略		略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>内 部 組 織</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土木部</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>砂防利 水課</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	部	課	内 部 組 織	略			土木部	略			砂防利 水課	略		略		略		
部	課	内 部 組 織																																						
略																																								
土木部	略																																							
	砂防利 水課	略																																						
	旧中部 ダム予 定地域 振興課																																							
	略																																							
略																																								
部	課	内 部 組 織																																						
略																																								
土木部	略																																							
	砂防利 水課	略																																						
	略																																							
略																																								
(総務部各課の所掌事務)	(総務部各課の所掌事務)																																							
第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。																																							
総務課	総務課																																							
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略																																							
(4) 不服申立て及び争訟の処理の総括に関すること。																																								
(5) 略																																								
(6) 略																																								
(7) 略																																								
(8) 略																																								
(9) 略																																								
(10) 略																																								
(11) 略																																								
(12) 略																																								
(13) 略																																								
(14) 略																																								
(15) 略																																								
(16) 略																																								

(17) 略
 (18) 略
 (19) 略
 県民室
 (1)～(4) 略

(5) 略
 (6) 略
 (7) 略
 (8) 略

(土木部各課の所掌事務)

第13条 土木部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課～砂防利水課 略

旧中部ダム予定地域振興課

- (1) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関すること。
 (2) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。
 (3) 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に関すること。

建築課～工事検査室 略

第4章 地方機関

第1節～第7節 略

第8節 土木部の所管に属する機関

第1款～第4款 略

第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所

(設置)

第156条の12 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所	倉吉市

(所掌事務)

第156条の13 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所は、旧中部ダム予定地域の振興計画の作成の支援に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第156条の14 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に、総務課、地域振興課及び基盤整備課を置く。

(16) 略
 (17) 略
 (18) 略
 県民室
 (1)～(4) 略
 (5) 不服申立ての処理の総括に関すること。
 (6) 略
 (7) 略
 (8) 略
 (9) 略

(土木部各課の所掌事務)

第13条 土木部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課～砂防利水課 略

建築課～工事検査室 略

第4章 地方機関

第1節～第7節 略

第8節 土木部の所管に属する機関

第1款～第4款 略